訪問看護ステーションふれあい21

訪問看護(介護予防訪問看護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団善仁会が開設する(以下、「医療法人」という。)訪問看護ステーション ふれあい21(以下、「事業所」という。)が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師又は看護師、准看護師、理学療法士等 (以下「看護職員等」という。)が、要介護者又は要支援者(以下、「要介護者等」という。)に対し、適正な指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護、(以下「訪問看護等」という)と健康保険法の趣旨に基づき病気やけが等により在宅医療を必要とするもの(以下、「健康保険指定訪問看護利用者」という)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 訪問看護等指定訪問看護は、医療法人とは独立して位置づけるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- 2 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこ とができるよう、その療養生活を支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図 り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。また、利用者の意思及び人格を尊重 し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、 老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業 者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する 者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う 者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を 図る。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - 一 名称 訪問看護ステーションふれあい21
 - 二 所在地 横浜市港南区港南台三丁目3番1 港南台214ビル411号室

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - 一 管理者 1名(常勤兼務)
 - 管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の 従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
 - 二 看護職員等 12 名 (常勤 4 名、非常勤 8 名)
 - 看護職員等(准看護師は除く。)は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書以下「訪問看護計画書等」という。)、又は訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書(以下「訪問看護報告書等」という。)を作成し、利用者又はその家族に説明する。看護職員等は、訪問看護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一 営業日 : 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び

12月30日から1月3日までを除く。

二 営業時間 :午前9時から午後5時までとする。

2 常時利用者やその家族からの電話等による連絡、相談に対応する。

(訪問看護等の内容)

- 第6条 訪問看護等の内容は次のとおりとする。
 - 一病状・障害の観察
 - 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - 三 療養上の世話
 - 四 褥創の予防・処置
 - 五 ターミナルケア
 - 六 認知症患者の看護
 - 七 療養生活や介護方法の指導
 - 八 カテーテル等の管理
 - 九 リハビリテーション
 - 十 その他医師の指示による医療処置

(訪問看護等の利用料)

- 第7条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。
- 2 訪問看護等を提供した場合の利用料のほか、以下の場合はその利用料として支払を受けるものとする。
 - 一 死後の処置 営業時間内 20,000 円 営業時間外・土・日・祝日 25,000 円必要時メイク料 1,000 円
 - 二 当日キャンセル料 2,000円
 - 三 特別管理加算対象外の場合、サービスが1時間30分を超える場合は、保険外費用 として15分毎に1,500円の利用料を徴収する。
- 3 健康保険指定訪問看護を提供した場合の利用額は、健康保険法に定める各負担割合に 基づく額を徴収する。
- 4 利用者の申し出により次の健康保険指定訪問看護を提供した場合には、その他の利用料として次の額を徴収する。
 - 一 営業日でかつ営業時間内で 90 分を超える場合 15 分 1,500 円
 - 二 休日の場合 30 分 1,500 円
 - 三 当日キャンセル料 2,000円
- 5 次項に定める通常の事業の実施区域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、公共交 通機関を利用した場合は実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は公共交通 機関を利用した場合の金額に換算し徴収する。
- 6 健康保険指定訪問看護に要した交通費は、当ステーションから 500m未満:無料、 区内 500m以上:440円/1回、区外 5Km未満:500円/1回、区外 5Km以上:1,000円/1 回を徴収する。

- 7 利用者の申し出による日常生活上必要とするおむつ等の物品は実費を徴収する。
- 8 死後の処置料は営業時間内 20,000 円、営業時間外・土・日・祝日は 25,000 円とする。必要時メイク料 1,000 円とする。
- 9 自費訪問看護を利用した場合は、その利用料とした以下の支払いを受けるものとする。
 - 一 30 分未満 5,000 円 1 時間未満 10,000 円 1 時間以上1 時間 30 分未満 15,000 円 1 時間半以上は15 分毎に1,500 円加算
 - 二 土・日・祝日 1時間毎 2,000円加算 夜間 18時から 22時 1時間毎 2,500円加算
 - 三 前日17時以降から当日キャンセル料 100%
 - 四 看護師2名を派遣する場合は60%割り増し
 - 五 交通費は公共交通機関利用額相当を徴収する
- 10 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。
- 11 利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収書を交付する。
- 12 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(緊急時等における対応方法)

- 第8条 看護職員等は訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、港南区、栄区、戸塚区、磯子区、南区 及び金沢区 とする。

(苦情に対する対応方針)

- 第10条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
- 2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に

連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

- 第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生 労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダ ンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
 - 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等の活用可能) を定期 的に開催するとともに、その結果について,従業者に十分に周知する。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、 又、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後 1 週間以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、訪問看護等及び健康保険法の提供に関する記録を整備し、保管する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協 議に基づいて別途定めるものとする。

附則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成13年9月1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- この規程は、平成24年12月12日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年6月1日から施行する。
- この規程は、平成29年11月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年7月1日から施行する。
- この規程は、令和5年10月1日から施行する。
- この規定は、令和7年6月1日から施行する